

## 平成 25 年度県内市町の普通会計決算の状況（速報）及び 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全 化判断比率等（速報）について

平成 25 年度の県内市町の普通会計の決算状況及び健全化判断比率等を速報としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

### [ 概 要 ]

#### 1 普通会計の決算状況について

県内市町の平成 25 年度普通会計決算については、歳入総額は 7,433 億 20 百万円で、前年度と比べ 21 億 77 百万円（0.3%）増加しました。

これは、国の経済対策により措置された地域の元気臨時交付金の増や公共事業の増などに伴う国庫支出金の増、地方債の増などの影響によるものです。

また、歳出総額は 7,213 億 40 百万円で、前年度と比べ 16 億 12 百万円（0.2%）減少しました。

これは、国の経済対策に伴う公共事業や緊急防災・減災事業などにより普通建設事業費は増加したものの、人件費や公債費といった義務的経費が減少したことなどによるものです。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、183 億 23 百万円の黒字となりました。

#### 2 市町の財政状況について

県内市町において、実質収支は、全団体に黒字となっています。

平成 25 年度末の地方債現在高は、7,799 億円で、繰上償還の実施などにより、平成 16 年度をピークに 9 年連続して減少しており、前年度末と比べ 14 億 98 百万円（0.2%）減少しています。

平成 25 年度末の積立金現在高は、2,231 億 73 百万円で、前年度末と比べ 146 億 91 百万円（7.0%）増加しています。

財政健全化法に定める健全化判断比率は、昨年度に引き続き、県内 21 市町すべてが、早期健全化基準未達となっています。

市町においては、繰上償還の実施や基金の造成など、将来の財政負担を見据えた適切な財政運営がなされていると評価できます。

# 1 平成 25 年度県内市町の普通会計決算の状況について（速報）

（単位：百万円，％）

区分	平成 25 年度	平成 24 年度	増減額	増減率
歳入決算額	743,320	741,143	2,177	0.3
歳出決算額	721,340	722,952	1,612	0.2
形式収支	21,979	18,191	3,788	20.8
翌年度繰越財源	3,657	4,160	503	12.1
実質収支	18,323	14,032	4,291	30.6

（注）端数処理の関係で各欄の数値が合わないことがあります。（以降の表について同じ）

県内市町の平成 25 年度普通会計決算額は、前年度と比較して、歳入が 0.3%の増、歳出が 0.2%の減となりました。

歳入は、7,433 億 20 百万円で、前年度より 21 億 77 百万円の増となっていますが、これは、国の経済対策により措置された交付金の増や公共事業の増などに伴う国庫支出金の増（+106 億 19 百万円）、地方債（臨時財政対策債除く）の増（+31 億 38 百万円）、さらには、前年度においては繰上償還財源としての減債基金からの大幅な繰入などがありましたが、今年度はそれらの繰入金が増減（115 億 93 百万円）したことなどの影響によるものです。

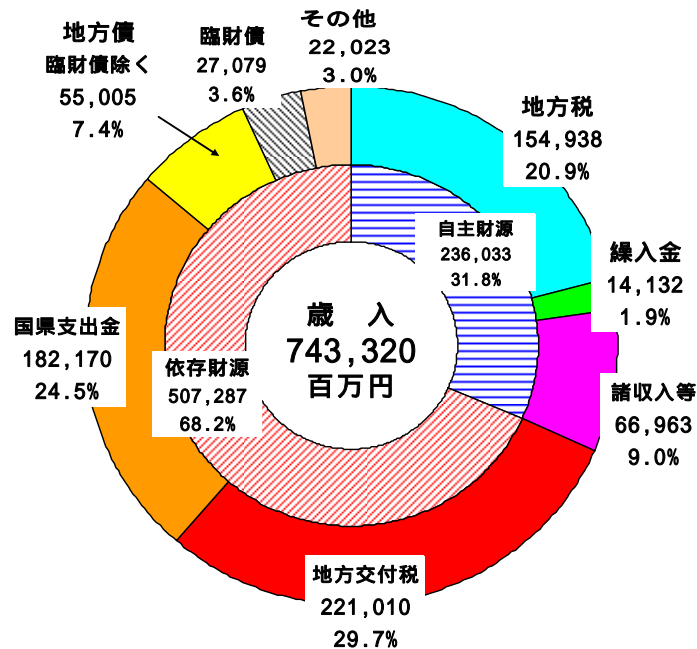
歳出は、7,213 億 40 百万円で、前年度より 16 億 12 百万円の減となっていますが、これは、国の経済対策に伴う公共事業や緊急防災・減災事業などにより普通建設事業費が増（+60 億 58 百万円）となったものの、給与費の臨時特例による人件費の減（40 億 56 百万円）や元利償還金の減による公債費の減（39 億 79 百万円）で、義務的経費が減となったことなどの影響によるものです。

平成 25 年度の歳入歳出差引額（形式収支）は 219 億 79 百万円で、この額から、翌年度に繰り越すべき財源 36 億 57 百万円を控除した実質収支は、183 億 23 百万円の黒字となっており、全団体が黒字となっています。

## 歳入

- ・ 地方税は、1,549億38百万円で、税制改正に伴う市町村たばこ税の増などにより、前年度より8億7百万円(0.5%)増加しました。
- ・ 地方交付税は、2,210億10百万円で、前年度より11億27百万円(0.5%)減少し、臨時財政対策債を含む実質的な額は、5億66百万円(0.2%)減少しました。
- ・ 国庫支出金は、1,315億77百万円で、国の経済対策により措置された交付金の増などにより、前年度より106億19百万円(8.8%)増加しました。
- ・ 地方債(臨時財政対策債除く)は、550億5百万円で、国の経済対策に伴う公共事業や緊急防災・減災事業の増などにより、前年度より31億38百万円(6.1%)増加しました。
- ・ 繰入金は、141億32百万円で、前年度においては繰上償還財源としての減債基金からの大幅な繰入などがありましたが、今年度はそれらの繰入金が増加したことにより、前年度より115億93百万円(45.1%)減少しました。

## 〔歳入の状況〕



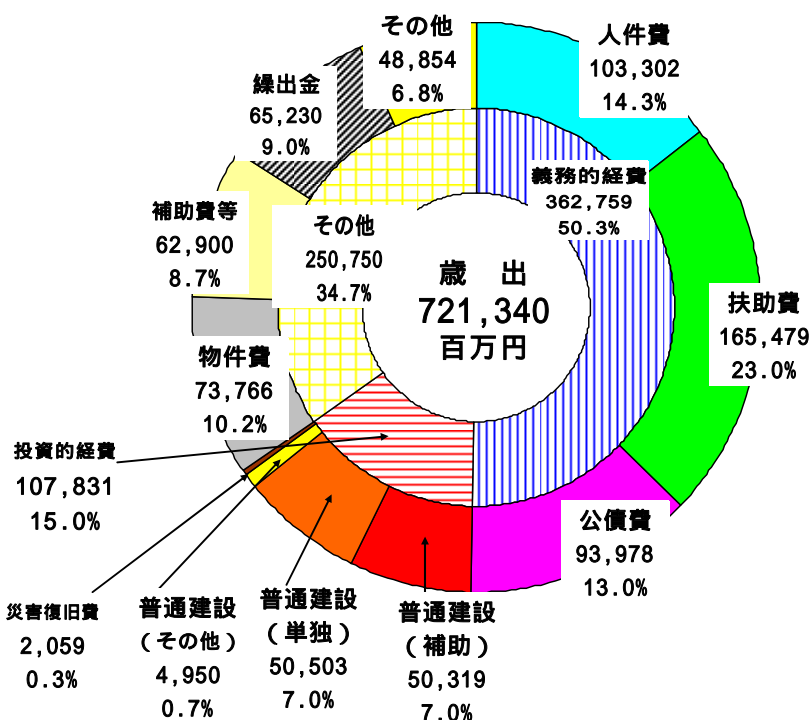
(単位: 百万円, %)

区分	平成25年度		平成24年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
自主財源	236,033	31.8	251,881	34.0	15,848	6.3
地方税	154,938	20.9	154,131	20.8	807	0.5
繰入金	14,132	1.9	25,725	3.5	11,593	45.1
諸収入等	66,963	9.0	72,025	9.7	5,062	7.0
依存財源	507,287	68.2	489,262	66.0	18,025	3.7
地方交付税	221,010	29.7	222,137	30.0	1,127	0.5
国庫支出金	131,577	17.7	120,958	16.3	10,619	8.8
県支出金	50,593	6.8	46,107	6.2	4,486	9.7
地方債	82,084	11.0	78,384	10.6	3,700	4.7
地方債(臨時財政対策債除く)	55,005	7.4	51,867	7.0	3,138	6.1
地方債(臨時財政対策債)	27,079	3.6	26,518	3.6	561	2.1
その他	22,023	3.0	21,676	2.9	347	1.6
歳入合計	743,320	100.0	741,143	100.0	2,177	0.3
うち一般財源	396,764	53.4	396,796	53.5	32	0.0
臨時財政対策債を含んだ場合	(423,843)	(57)	(423,314)	(57.1)	529	0.1

## 歳出

- ・ 人件費は、1,033億2百万円で、給与費の臨時特例による減などにより、前年度より40億56百万円（3.8%）減少しました。
- ・ 扶助費は、1,654億79百万円で、社会福祉費や児童福祉費の増などにより、前年度より12億59百万円（0.8%）増加しました。
- ・ 公債費は、939億78百万円で、前年度より39億79百万円（4.1%）減少しました。
- ・ 投資的経費は、1,078億31百万円で、国の経済対策に伴う公共事業や緊急防災・減災事業などによる普通建設事業費の増などにより、前年度より48億32百万円（4.7%）増加しました。

## 〔歳出の状況〕



(単位: 百万円、%)

区分	平成25年度		平成24年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
義務的経費	362,759	50.3	369,535	51.1	6,776	1.8
人件費	103,302	14.3	107,358	14.8	4,056	3.8
扶助費	165,479	23.0	164,220	22.7	1,259	0.8
公債費	93,978	13.0	97,957	13.6	3,979	4.1
投資的経費	107,831	15.0	102,999	14.3	4,832	4.7
普通建設事業費	105,772	14.7	99,714	13.8	6,058	6.1
補助事業費	50,319	7.0	45,152	6.2	5,167	11.4
単独事業費	50,503	7.0	48,474	6.7	2,029	4.2
災害復旧費等	2,059	0.3	3,285	0.5	1,226	37.3
その他の経費	250,750	34.7	250,418	34.6	332	0.1
物件費	73,766	10.2	71,103	9.8	2,663	3.7
補助費等	62,900	8.7	61,023	8.4	1,877	3.1
繰出金	65,230	9.0	65,918	9.1	688	1.0
その他	48,854	6.8	52,374	7.3	3,520	6.7
歳出合計	721,340	100.0	722,952	100.0	1,612	0.2

## 2 平成 25 年度決算に基づく県内市町等の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について（速報）

### 〔 財政健全化法の概要 〕

- ・ 地方公共団体は、法により以下の比率の算定・公表が義務付けられており、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表する必要があります。（法第 3 条、第 22 条）

#### 「健全化判断比率」

（一般会計等）・・・	実質赤字比率	連結実質赤字比率
	実質公債費比率	将来負担比率

#### 「資金不足比率」

（公営企業会計）・・・	資金不足比率
-------------	--------

- ・ 一般会計等においては、上記 ~ のいずれかの比率が「早期健全化基準」を超えた場合は「財政健全化計画」を、 ~ のいずれかの比率が「財政再生基準」を超えた場合は「財政再生計画」を策定する必要があります。
- ・ 公営企業会計においては、 の資金不足比率が「経営健全化基準」を超えた場合は「経営健全化計画」を策定する必要があります。

### 健全化判断比率

- ・ 健全化判断比率は、昨年度に引き続き、県内すべての市町で早期健全化基準を下回りました。

### 資金不足比率

- ・ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す資金不足比率も、昨年度に引き続き、県内すべての市町で経営健全化基準を下回りました。

### 3 参考（各種の財政指標等）

#### （１）経常収支比率

平成 25 年度の経常収支比率の平均は 88.6%で、前年度の 89.5%から 0.9 ポイント改善しました。これは、経常経費である人件費や公債費の減少などによるものです。

#### 〔経常収支比率の段階的分布〕

区分	平均(%) (加重平均)	段階別分布				
		70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上
平成 25 年度	88.6	0	3	12	6	0
平成 24 年度	89.5	0	1	12	8	0

#### （２）実質公債費比率

平成 25 年度の実質公債費比率の平均は 9.0%で、既発債の償還終了や繰上償還の実施により前年度の 10.3%から 1.3 ポイント改善しました。

なお、全ての団体で財政健全化法に基づく健全化判断比率の早期健全化基準(25%)未満となっており、地方債の発行において、許可団体となる 18%以上の団体もありませんでした。

#### 〔実質公債費比率の段階的分布〕

区分	平均(%) (加重平均)	段階別分布				
		10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 18%未満	18%以上 25%未満	25%以上
平成 25 年度	9.0	11	10	0	0	0
平成 24 年度	10.3	8	12	1	0	0

#### （３）将来負担比率

平成 25 年度の将来負担比率の市町平均は 34.1%で、前年度の 44.2%から 10.1 ポイント改善しました。

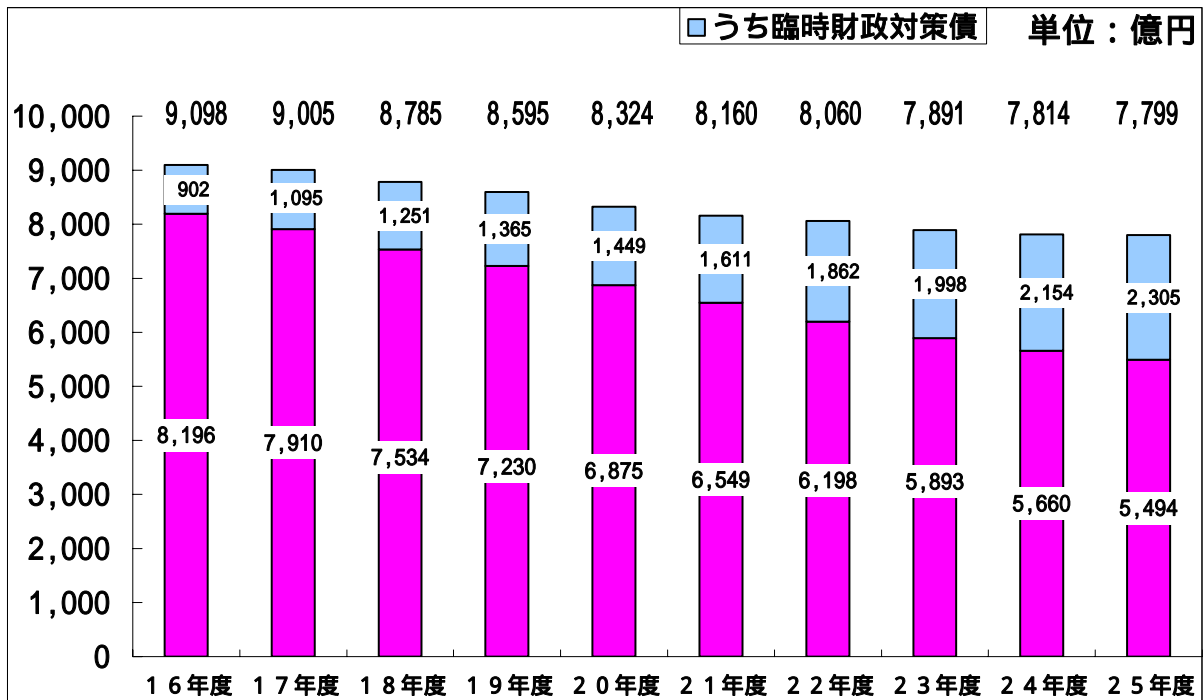
#### 〔将来負担比率の段階的分布〕

区分	平均(%) (加重平均)	段階別分布				
		比率なし	0%以上 50%未満	50%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 200%未満
平成 25 年度	34.1	6	10	5	0	0
平成 24 年度	44.2	6	8	7	0	0

#### (4) 地方債現在高

平成 25 年度末の地方債現在高は 7,799 億円で、公債費負担の抑制を図るための繰上償還の実施などにより、前年度末(7,813 億 98 百万円)から 14 億 98 百万円(0.2%)減少しました。

#### 地方債現在高の推移

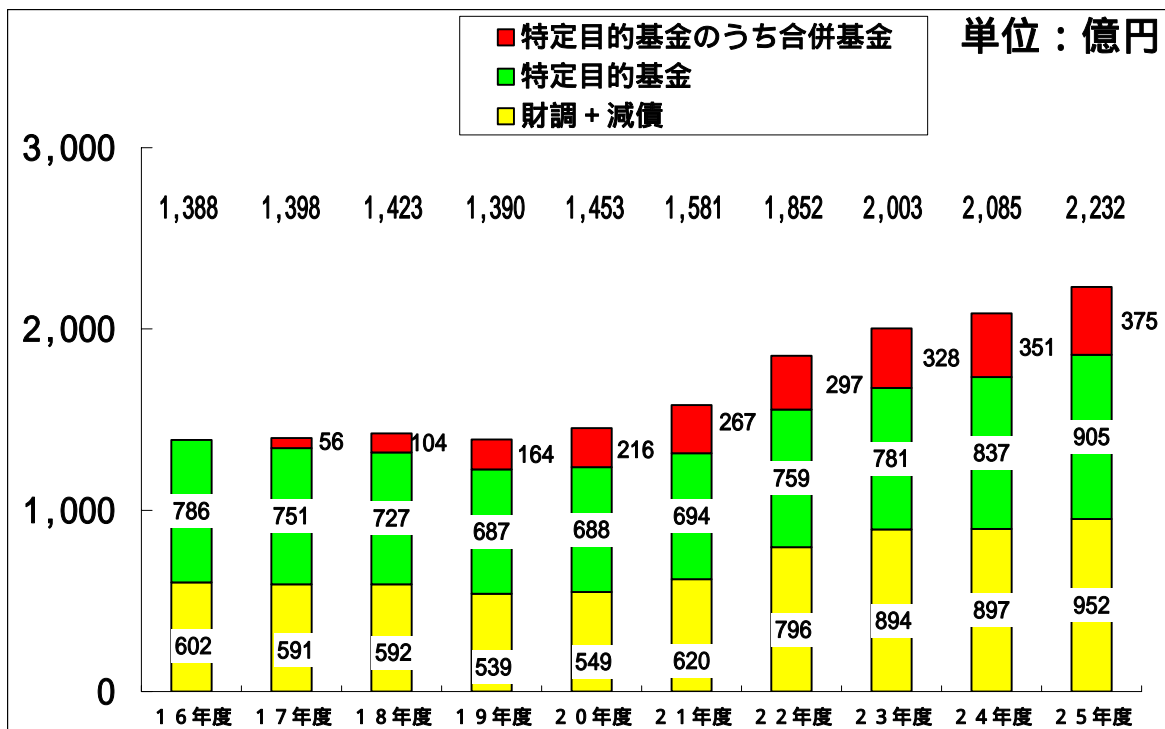


### (5) 積立金現在高

平成 25 年度末の積立金現在高は 2,231 億 73 百万円で、前年度末 (2,084 億 82 百万円) から 146 億 91 百万円 (7.0%) 増加しました。

財政調整基金と減債基金の計は 951 億 64 百万円で 55 億 2 百万円 (6.1%) の増、特定目的基金は国の経済対策により措置された地域の元気臨時交付金の基金積立や合併特例基金への積立増により、1,280 億 9 百万円で 91 億 89 百万円 (7.7%) 増加しました。

#### 積立金現在高の推移



#### 〔参考資料〕

平成 25 年度市町普通会計決算 (見込み) の概要

決算規模の推移 (平成 21 年度 ~ 25 年度 県内市町計)

健全化判断比率の状況

資金不足比率の状況

健全化判断比率・資金不足比率の概要

主な財政用語の解説



平成25年度市町普通会計決算（見込み）の概要

（単位：百万円・％）

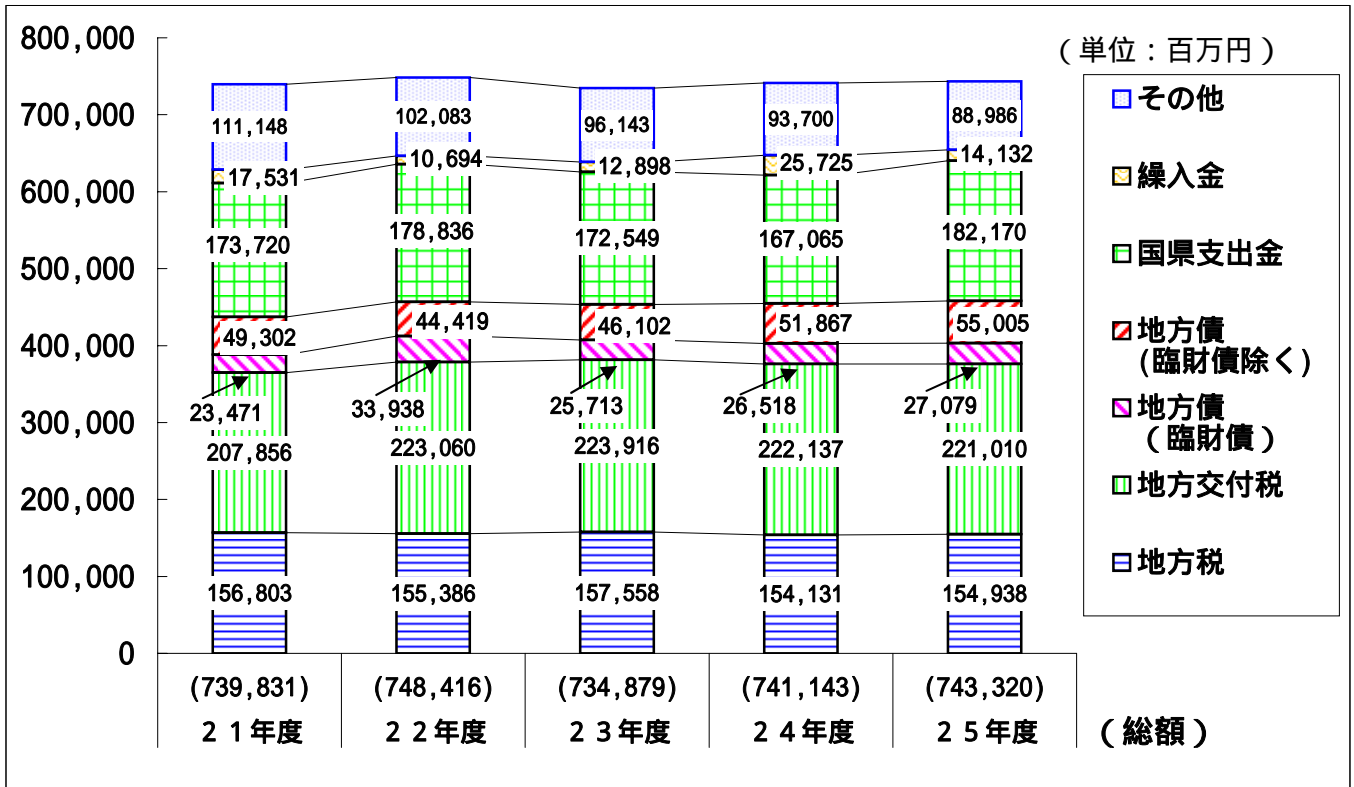
市町村名	歳入		歳出		実質収支		標準財政規模	財政力指数	経収比	常支率	実質公債費率	将来負担率	地方債高		積立金高	
	(百万円)	伸率(%)	(百万円)	伸率(%)	(百万円)	伸率(%)							(百万円)	対標財(%)	(百万円)	対標財(%)
長崎市	210,898	0.2	206,739	0.9	3,767	90.7	101,339	0.54	94.0	7.6	80.5	241,239	238.1	37,548	37.1	
佐世保市	121,143	3.7	117,549	3.6	3,174	10.0	61,290	0.50	88.4	10.6	53.4	117,233	191.3	21,048	34.3	
島原市	21,248	5.8	20,956	4.9	230	13.1	11,885	0.41	92.3	6.2	0.2	18,556	156.1	7,454	62.7	
諫早市	65,348	4.7	64,187	4.7	873	3.6	37,017	0.51	86.6	7.9	21.7	67,724	183.0	23,185	62.6	
大村市	40,182	2.0	38,250	0.9	1,747	39.9	18,709	0.58	89.4	9.1	33.6	31,405	167.9	6,867	36.7	
平戸市	23,836	4.4	23,276	5.5	223	112.3	13,326	0.24	87.2	9.7	24.0	27,856	209.0	7,392	55.5	
松浦市	18,090	6.1	17,583	6.3	457	2.0	9,832	0.43	93.2	11.0	89.4	18,346	186.6	6,892	70.1	
対馬市	35,590	14.1	34,853	14.2	405	11.5	19,984	0.18	83.4	11.0	27.6	45,634	228.4	12,667	63.4	
壱岐市	23,900	11.2	23,401	12.4	439	23.1	13,729	0.22	80.4	6.4	30.6	27,323	199.0	9,307	67.8	
五島市	33,162	11.5	31,610	10.0	836	4.4	17,961	0.24	90.8	11.1	32.7	37,285	207.6	10,952	61.0	
西海市	21,289	5.9	20,548	6.4	640	10.2	13,686	0.43	82.9	6.7	-	21,306	155.7	11,250	82.2	
雲仙市	29,533	1.2	28,399	1.7	1,080	2.4	18,162	0.28	82.0	8.9	-	24,669	135.8	19,396	106.8	
南島原市	31,132	2.8	28,417	4.1	2,540	567.4	19,545	0.26	83.7	10.8	-	27,727	141.9	20,523	105.0	
市計	675,351	0.2	655,768	0.4	16,412	32.9	356,464	0.37	88.9	8.9	37.8	706,304	198.1	194,481	54.6	
長与町	12,236	8.2	11,580	8.4	620	26.6	7,253	0.64	91.2	8.7	9.3	14,089	194.3	4,286	59.1	
時津町	10,160	5.2	9,633	5.4	388	13.3	6,095	0.63	90.5	3.2	-	8,074	132.5	4,516	74.1	
東彼杵町	4,684	1.9	4,446	3.6	99	0.2	3,091	0.26	79.7	11.8	54.7	5,845	189.1	2,022	65.4	
川棚町	6,211	13.9	6,055	15.6	139	27.0	3,690	0.35	85.2	14.0	53.2	5,951	161.3	1,953	52.9	
波佐見町	6,091	3.5	5,918	3.9	83	26.7	3,516	0.38	85.5	13.9	34.0	6,407	182.2	2,741	78.0	
小値賀町	2,848	17.7	2,788	18.3	56	38.3	1,817	0.10	77.7	11.2	-	3,157	173.7	1,969	108.3	
佐々町	6,384	1.5	6,064	4.7	274	49.5	3,493	0.46	76.0	6.5	-	4,665	133.6	5,012	143.5	
新上五島町	19,354	6.8	19,089	6.9	252	14.2	11,597	0.27	88.4	11.8	43.0	25,409	219.1	6,194	53.4	
町計	67,969	1.5	65,573	1.8	1,911	13.8	40,551	0.39	86.5	9.8	1.8	73,597	181.5	28,693	70.8	
合計	743,320	0.3	721,340	0.2	18,323	30.6	397,015	0.38	88.6	9.0	34.1	779,900	196.4	223,173	56.2	

端数処理の都合上、計欄の数値が合わないことがある。

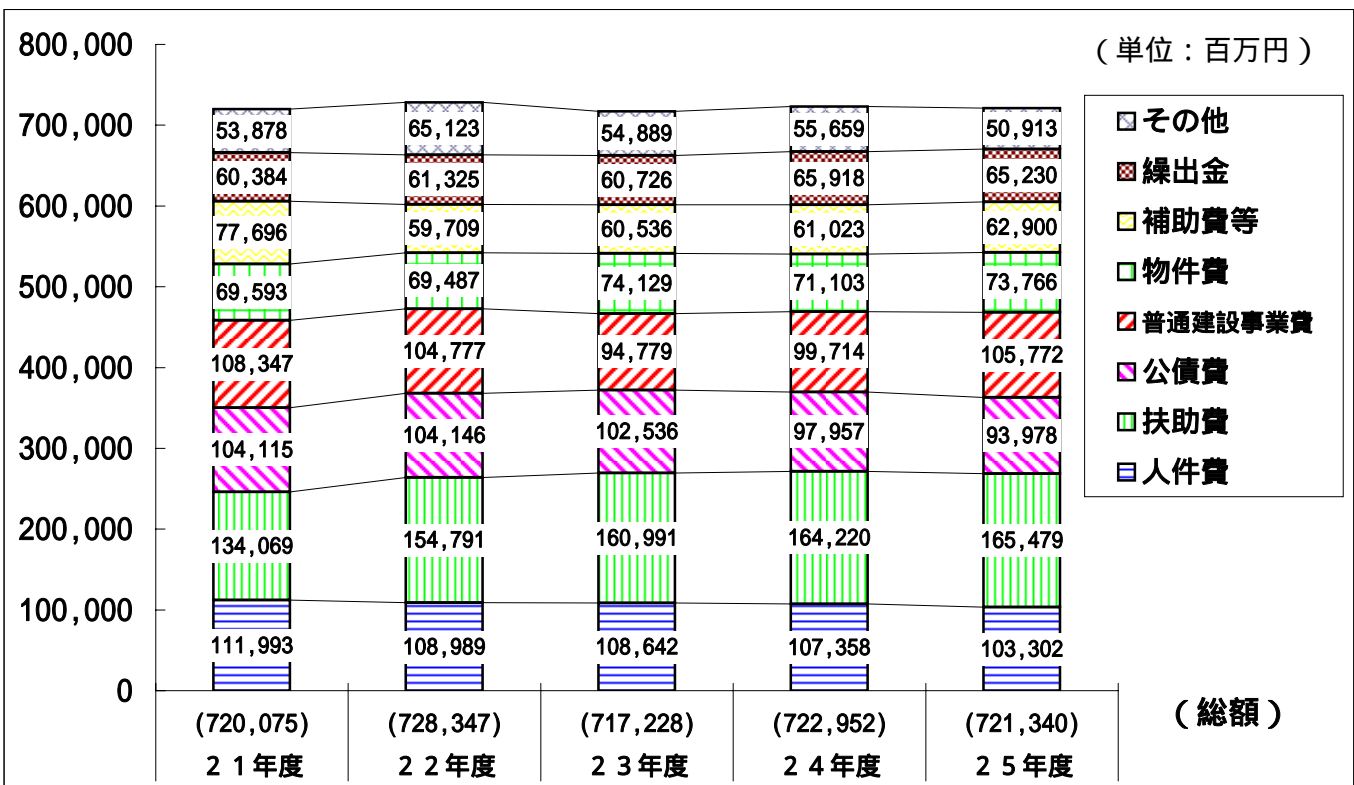
将来負担比率について、標準財政規模に対する将来負担額が計算上マイナスとなる場合は「-」と表示しています。

# 決算規模の推移（平成21～25年度 県内市町計）

## 歳入の推移



## 歳出の推移



# 県内市町の健全化判断比率の状況（H25年度決算）

（単位：％）

市 町 名	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率		
	25決算 (速報)	24決算 (確報)	早期健全化 基準	財政再生 基準	25決算 (速報)	24決算 (確報)	早期健全化 基準	財政再生 基準	25決算 (速報)	24決算 (確報)	早期健全化 基準	財政再生 基準	25決算 (速報)	24決算 (確報)	早期健全化 基準
長 崎 市	-	-	11.25		-	-	16.25		7.6	9.2			80.5	83.1	
佐世保市	-	-	11.25		-	-	16.25		10.6	11.7			53.4	69.9	
島 原 市	-	-	13.07		-	-	18.07		6.2	7.0			0.2	7.9	
諫 早 市	-	-	11.54		-	-	16.54		7.9	9.5			21.7	30.8	
大 村 市	-	-	12.56		-	-	17.56		9.1	10.8			33.6	43.4	
平 戸 市	-	-	12.92		-	-	17.92		9.7	11.3			24.0	56.5	
松 浦 市	-	-	13.36		-	-	18.36		11.0	11.0			89.4	96.1	
対 馬 市	-	-	12.50		-	-	17.50		11.0	11.4			27.6	44.2	
壱 岐 市	-	-	12.88		-	-	17.88		6.4	7.8			30.6	35.5	
五 島 市	-	-	12.59		-	-	17.59		11.1	11.7			32.7	37.6	
西 海 市	-	-	12.88	20.0	-	-	17.88	30.0	6.7	9.3	25.0	35.0	-	-	350.0
雲 仙 市	-	-	12.58		-	-	17.58		8.9	11.1			-	-	
南島原市	-	-	12.52		-	-	17.52		10.8	11.0			-	-	
長 与 町	-	-	13.96		-	-	18.96		8.7	9.4			9.3	10.0	
時 津 町	-	-	14.40		-	-	19.40		3.2	4.5			-	-	
東 彼 杵 町	-	-	15.00		-	-	20.00		11.8	13.7			54.7	57.6	
川 棚 町	-	-	15.00		-	-	20.00		14.0	15.4			53.2	54.7	
波 佐 見 町	-	-	15.00		-	-	20.00		13.9	14.9			34.0	49.8	
小 値 賀 町	-	-	15.00		-	-	20.00		11.2	11.0			-	-	
佐 々 町	-	-	15.00		-	-	20.00		6.5	7.7			-	-	
新上五島町	-	-	13.10		-	-	18.10		11.8	12.7			43.0	52.2	
市 平 均									8.9	10.2			37.8	48.1	
町 平 均									9.8	10.9			1.8	9.9	
市 町 平 均									9.0	10.3			34.1	44.2	
全 国 市 町 村 均										9.2				60.0	

25決算の数値は速報値、24決算の数値は確報値です。  
 実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化比率等は各団体の標準財政規模に応じた基準となります。  
 実質赤字額・連結実質赤字額・将来負担額がない場合は、「-」と記載しています。  
 平均値は加重平均値です。

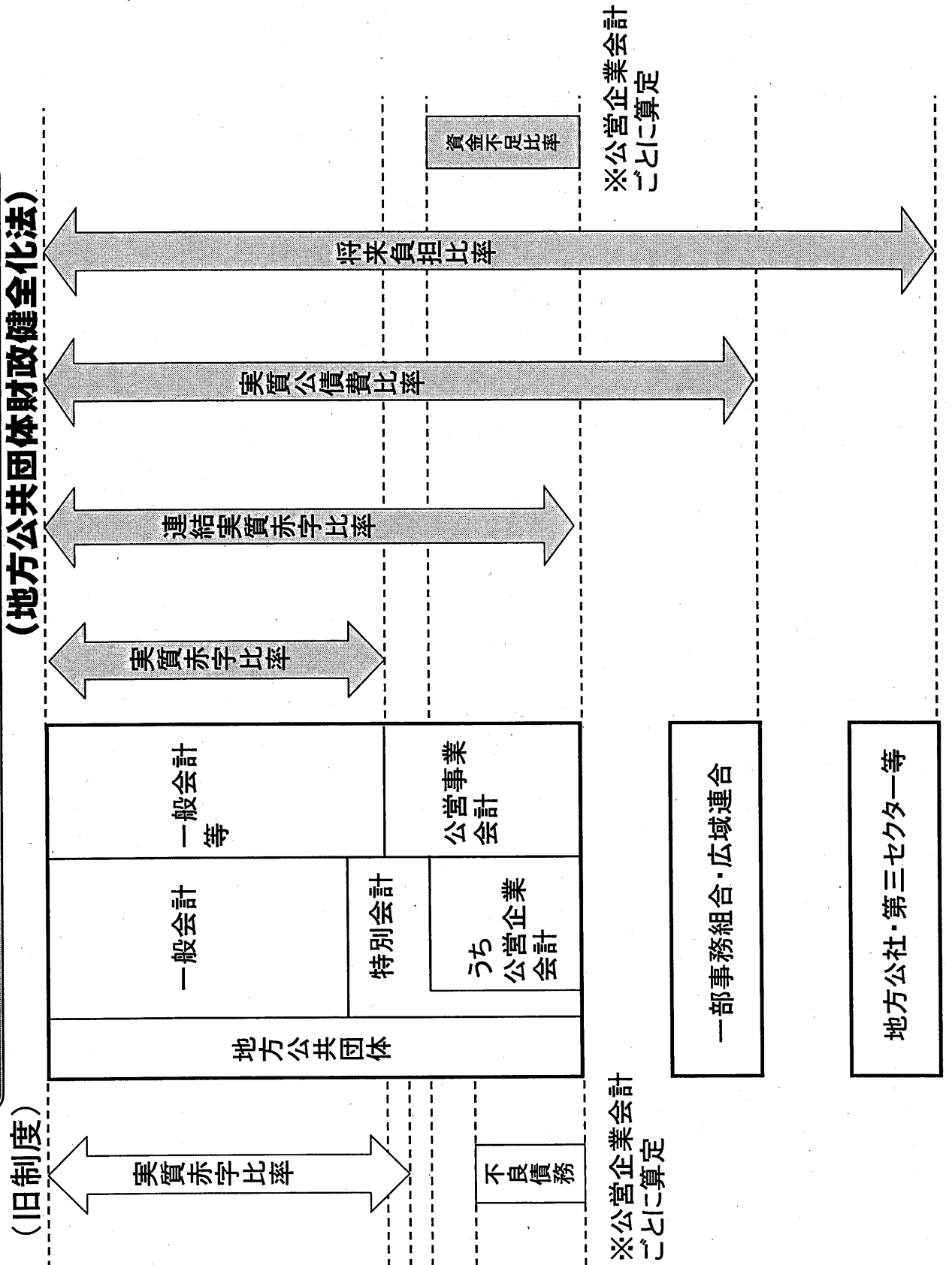
## 県内市町等の資金不足比率の状況（H25年度決算）

（単位：％）

団体名	資金不足比率			経営健全化 基準
	25決算 （速報）	24決算 （確報）	（会計名）	
長崎市	-	-	-	20.0
佐世保市	-	-	-	
島原市	-	-	-	
諫早市	-	-	-	
大村市	-	-	-	
平戸市	-	-	-	
松浦市	-	-	-	
対馬市	-	-	-	
吉岐市	-	-	-	
五島市	-	-	-	
西海市	-	-	-	
雲仙市	-	-	-	
南島原市	-	-	-	
長与町	-	-	-	
時津町	-	-	-	
東彼杵町	-	-	-	
川棚町	-	-	-	
波佐見町	-	-	-	
小値賀町	-	-	-	
佐々町	-	-	-	
新上五島町	-	-	-	
雲仙・南島原保 健組	-	-	-	20.0
長崎県南部広域 水道企業団	-	-	-	

資金不足額がない場合は、「-」と記載しています。

# 健全化判断比率等の対象について



# 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \\ &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{(3か年平均)}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とす元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
    - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額  
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額  
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

## 健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

(健全財政)

公営企業の経営の健全化

<旧制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しがなく、早期是正機能ががない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能ががない等の課題

旧制度

地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

- ※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づき財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

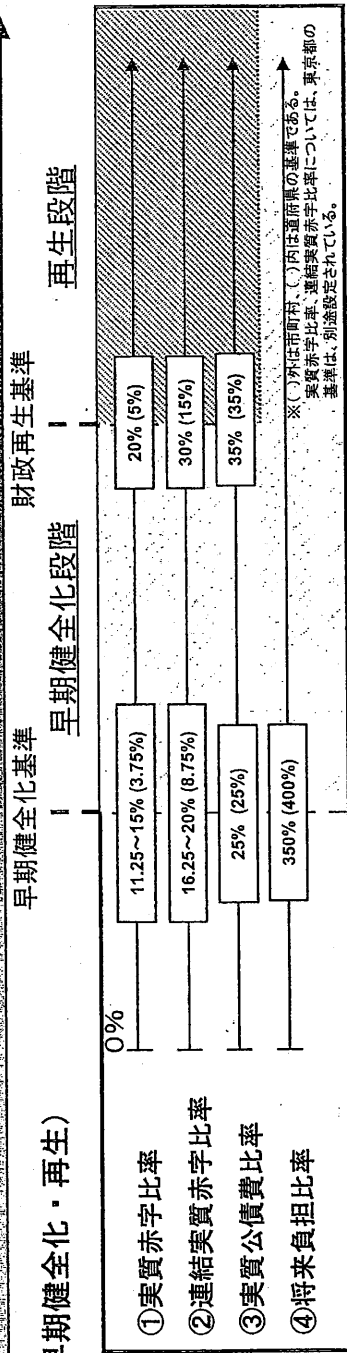
(財政悪化)



# 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

財政悪化

(財政の早期健全化・再生)



※( )内は道府県の基準である。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

※連結実質赤字比率の財政再生基準については、H21:40(25%)、H22:40(25%)、H23:35(20%)の経過的な基準を設定。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

実質赤字比率

財政健全化団体の計画目標

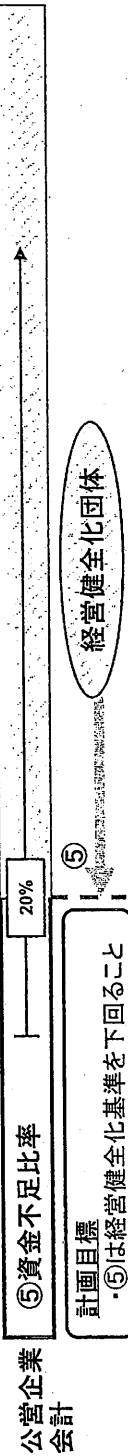
- ①は均衡する(0%)こと
- ②~④は早期健全化基準を下回ること

財政再生団体の計画目標

- ①は均衡する(0%)こと
- ②~④は早期健全化基準を下回ること

(参考)旧再建制度

(公営企業の経営健全化)



⑤は経営健全化基準を下回ること

地方財政に係る主な用語の解説

用 語	内 容
普通会計	普通会計とは、統計上の概念で、個々の地方公共団体の会計には一般会計のほかにも多くの特別会計があり、これらの会計は同一基準で区分されていないため、全国の地方公共団体の財政状況を統一的な基準で把握するために用いられる統計上の区分である。通常、一般会計とすべての特別会計（公営事業会計以外の会計）を総合して一つの会計としてまとめたものとされている。
一般財源	地方税、地方譲与税、地方交付税など、用途が特定されずどのような経費にも充当できる財源。
特定財源	国庫（県）支出金、地方債など、用途が最初から決まっいて自由に充当できない財源。
自主財源	地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入で、地方公共団体が自主的に収入しうる財源。
依存財源	国庫（県）支出金、地方債など、国（県）等の決定などにより交付されたり、借入れたりする財源。
義務的経費	歳出のうち、支出することが義務づけられていて任意に削減することが困難な経費。人件費、扶助費、公債費の総計をいう。
投資的経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総計をいう。
人件費	職員に支給される給与、退職手当、共済組合事業主負担金等のほか、首長や議会議員などの特別職に支給される給与などの総額。
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの法令に基づいて支出される経費。法令に基づくもののほか、地方公共団体独自の当該支出も含まれる。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外に地方公共団体が支出する消費的経費。旅費、備品購入費、使用料及び賃借料などが含まれる。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金や一時借入金利子の支払いに要した経費。
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、公民館など公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法5条の特例として発行される地方債で、各地方公共団体の基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。 臨時財政対策債については、実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を基準財政需要額にすることとされている。
合併特例債	合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費又は合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費について、財源とすることができる地方債。元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される。
地方債現在高	当該地方公共団体が発行した地方債の年度末残高。
積立金現在高	当該地方公共団体が積み立てた基金の年度末残高。
基金	地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられた資金または財産。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられた基金。
減債基金	地方債の償還及びその信用の保持のために設けられる基金で、後年度の地方債元利償還金に充当するために積み立てられる。
その他特定目的基金	財政調整基金、減債基金以外の基金。

用語	解説と見方	算式等
形式収支	歳入総額から歳出総額を差し引いた額で、形式的な収支。	歳入総額 - 歳出総額
翌年度繰り越し財源	翌年度に繰り越した事業等の財源として、歳出予算から繰り越した金額。	繰越額合計 - 未収入特定財源額
実質収支	歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度繰り越し財源を差し引いた額で、実質的な収支。	形式収支（歳入総額 - 歳出総額） - 翌年度繰越財源
単年度収支	当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた額で、黒字であれば剰余が生じているか、前年度までの赤字が解消していることになる。	当該年度実質収支額 - 前年度実質収支額
実質単年度収支	単年度収支に実質的な黒字要素である積立金及び繰上償還金を加え、実質的な赤字要素である基金取り崩し額を差し引いた額。	単年度収支 + 積立金 + 繰上償還金 - 基金取崩額
標準財政規模	当該地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を表すもので、地方税、普通交付税などの計。	{ (基準財政収入額 - 税源移譲相当額（個人住民税）の25% - 各種譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100/75 + 各種譲与税 + 交通安全対策特別交付金 } + 普通交付税（臨時財政対策債含む）
財政力指数	当該地方公共団体の財政基盤の強さを表す指数で、この指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いことになる。	基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額 （過去3カ年の平均数値）
経常収支比率	財政構造の弾力性を表す指標で、人件費、扶助費、公債費などのように毎年経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示したもの。 この比率が低いほど普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることとなり、逆に高いほど財政構造の硬直性が進んでいることとなる。	{ 経常経費充当一般財源の額 ÷ (経常一般財源の総額 + 減収補てん債特例分 + 臨時財政対策債) } × 100 (%)
財政健全化法	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月公布）平成20年4月より施行。（平成20年度は平成19年度決算に基づく比率を公表するのみ。） 平成21年4月から本格施行され、各財政指標が一定の基準を超えると財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政の健全化へ向けた取組を行わなければならない。 健全化判断比率として、一般会計等で 実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率の4指標が、公営企業会計で公営企業毎の資金不足比率がある。 財政悪化の度合いを図る基準として、早期健全化基準（公営企業においては、経営健全化基準）と財政再生基準がある。	
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。 市町村においては、財政規模に応じて11.25～15%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」に、20%以上で「財政再生団体」になる。	一般会計等の実質赤字額 ÷ 標準財政規模 ・ 一般会計等 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当するもの ・ 実質赤字額 繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額

用語	解説と見方	算式等
連結実質赤字比率	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。</p> <p>市町村においては、財政規模に応じて 16.25%～20%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」に、30%以上で「財政再生団体」になる。</p>	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ <p>・連結実質赤字額 一般会計及び特別会計の実質赤字額及び公営企業の特別会計における資金不足額の合計(実質赤字額及び資金不足額は、実質赤字額及び資金不足額を差し引いた実質赤字額)</p>
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すもので、公債費の水準を測る指標。(起債制限比率に公営企業会計や一部事務組合への公債費負担等が加味されたもの)</p> <p>地方債の許可団体移行基準として、平成 17 年度決算から導入された指標であるとともに、平成 19 年度決算より財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つとなっている。</p> <p>この指標が 18%以上の団体にあつては、地方債の発行にあたり公債費負担適正化計画の策定が求められるとともに、国または県の許可が必要となる。</p> <p>また、25%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」に、35%以上で「財政再生団体」となり、財政健全化計画、財政再生計画の策定が求められるとともに、地方債の発行はそれぞれの計画を勘案して許可される。</p>	$\{A + B - C - D\} \div (E - D) \times 100$ <p>(%)</p> <p>A: 地方債元利償還金(繰上償還金、都市計画税充当額等を除く) B: 準元利償還金(地方債の元利償還金に準じるもの) C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 D: 普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債に係る元利償還に係る経費(算入公債費の額)及び準元利償還金に要する経費(算入準公債費) E: 標準財政規模(過去 3 力年の平均数値)</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く)に対する比率。</p> <p>市町村においては、350%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」になる。</p>	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$ <p>・将来負担額 地方債現在高、退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額、一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額等の計</p>
資金不足比率	<p>公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率。</p> <p>比率は各公営企業会計毎に算定し、20%以上(公営競技を行う法適用企業にあつては 0%以上)で、財政健全化法に基づき当該公営企業の経営健全化計画を定めることになる。</p>	$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$ <p>・資金不足額 法適用企業 = (流動負債 + 建設改良以外目的の地方債現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額 法非適用企業 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良目的以外の地方債現在高) - 解消可能資金不足額 ・事業の規模 法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額 法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額</p>

用語	解説と見方	算式等
地方交付税	<p>地方公共団体間の財源の不均衡を是正し、すべての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、その用途が制限されない一般財源である。国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分される。</p> <p>地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額を交付基準額として算定される。特別交付税は災害など基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要に対して交付される。</p>	$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額 (交付基準額)}$
基準財政需要額	<p>普通交付税の算定において、地方公共団体が行う一定水準の行政サービスのために必要な財政需要を、一定の算式により算定した額である。</p> <p>算式の単位費用とは測定単位一単位当りの費用、測定単位は人口、面積等の数値、補正係数は自然条件や社会条件などを反映させるものである。</p>	$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$
基準財政収入額	<p>地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額。</p>	$\text{標準的な地方税収入} \times 75\% + \text{地方譲与税等}$
合併算定替	<p>市町村合併後の普通交付税算定において、本来は合併後一つの団体として交付税算定（一本算定）を行うが、合併後、一定の期間については合併前の旧団体があったものとして算定した結果と一本算定とを比較して、大きい方の額を適用する特例的な算定方法。</p>	